

設立趣旨書

令和4年6月1日

第1 趣旨

昭和48年、「動物の保護及び管理に関する法律」が制定されました。以後約半世紀の時代の流れにおいて、動物に対する世論の変化を受け、この法律は何度も改正されてきました。とりわけ、動物虐待の厳罰化は一つの重要課題として、法定刑が大きく引き上げられました。

しかしながら、世論を背景とした厳罰化にもかかわらず、悪質な動物虐待事件は後を絶ちません。また、動物虐待は、性質上、認知や検挙が難しく、統計上検挙されている動物虐待事件は氷山の一角であると推測されます。

動物は感受性ある存在であって、抵抗できず、声をあげられず、虐待されるような動物は、人間社会の中で極めて弱い存在といえます。また、動物は、私たちを支え、生活に潤いを与えてくれるもので、人にとってかけがえのない存在となります。このような動物の命をみだりに奪い、不必要に苦痛を与えることは、法律上はもちろん、社会的に許されない行為といえます。

動物虐待は、人に対する重大犯罪の前兆となりうる旨の指摘もあり、地域社会の安全という観点からも、動物虐待を未然に防止する必要があります。

また、動物の多頭飼育から発生する鳴き声や臭いにより、周辺住民の生活環境が損なわれることもあり、多頭飼育による動物虐待に適切な対応をすることは、周辺住民の環境を守ることにもなります。

人にとって身近な存在である動物に対する虐待を防ぎ、動物にとって健康で安全な環境を築くことは、人々が他者の存在を尊重し、命を大切にすることを築くことの助けとなります。

以上の観点から、動物虐待を防止することが重要であり、急務であるといえます。

動物への虐待を防止するためには、実際に動物虐待事件が発生した場合、これを検挙し適切に処罰がなされることが必要です。もっとも、動物は言葉を持たず、被害を申告することができないため、事件を認知した市民が捜査機関に対して、捜査の端緒を与え、適切な処罰をするよう求めることが有効であると考えられます。

また、動物に関する法制度やその運用にはまだ不十分な点が多く、取り扱った虐待事件を社会に周知するとともに、法政策に対する提言を行っていくことも必要であるといえます。

その上で、動物虐待は重い刑罰が科される可能性のある犯罪であり、社会的に許されるものではないことの普及啓発も重要な活動です。

これらの活動を行うにあたっては、法的知識や獣医学的知識が必須とな

るところ、私たちは、弁護士、獣医師、学識者など各分野の専門家と連携しながら、動物虐待を防止することにより、人と動物の共生社会の実現を目的とする団体を設立します。

そして、これらの活動を持続性のあるものにし、社会的な認知を得ることが必要であるという観点から、任意団体ではなく、特定非営利活動法人の法人格を取得すべきだと考えています。

第2 申請に至るまでの経緯

令和3年9月～10月 弁護士有志を中心として動物虐待防止のための専門家連携体制の在り方について協議。

令和3年11月 動物虐待防止のための準備会を発足させる。

令和3年12月13日 第1回準備会開催

令和4年1月12日 第2回準備会開催

令和4年1月31日 第3回準備会開催

令和4年2月22日 第4回準備会開催

令和4年3月14日 第5回準備会開催

令和4年4月7日 第6回準備会開催

令和4年5月2日 第7回準備会開催

特定非営利活動法人 どうぶつ弁護団
設立代表者 細川敦史